

平成27年8月7日

各 位

会社名 株式会社オプトロム
代表者名 代表取締役社長 竹下 俊弘
(コード番号:7824 名証セントレックス)
問合せ先 管 理 部 長 佐藤 政治
(電話番号 022 - 392 - 3711)

平成27年3月期有価証券報告書の提出、
当社株式の監理銘柄（確認中）の指定解除及び
債務超過解消による猶予期間の解除に関するお知らせ

当社は、平成27年3月期有価証券報告書を本日付で提出いたしました。このことにより、当社株式の監理銘柄（確認中）の指定（有価証券報告書の提出遅延）が平成27年8月8日付で解除される見込みです。また、当社は、平成26年3月期において債務超過の状況に陥り、株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場の上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となりましたが、平成27年3月期において債務超過を解消したことにより、猶予期間入り銘柄から解除されました。これらにつきまして、下記の通りお知らせいたします。なお、引き続き監理銘柄（審査中）の指定（上場契約違反等への該当のおそれ）は継続しております。

記

1. 対象となる法定開示書類

第29期 有価証券報告書

（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

2. 監理銘柄（確認中）の指定解除について

当社は、平成27年6月18日付「平成27年3月期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出に関するお知らせ」のとおり、平成27年3月期有価証券報告書を、金融商品取引法第24条第1項に定める提出期限（平成26年6月30日）までに提出することができないことから、提出期限の延長申請を行いました。その後、平成27年6月24日付「平成27年3月期有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」のとおり、当社は当該有価証券報告書の提出期限について、平成27年7月31日まで延長承認を受けましたが、その提出期限までに提出することができなかったことにより、株式会社名古屋証券取引所から、平成27年7月31日より、監理銘柄（確認中）に指定されておりました。

しかしながら、本日（平成27年8月7日）、当社は、平成27年3月期有価証券報告書を東北財務局に提出いたしました。これにより、株式会社名古屋証券取引所より、平成27年8月8日付で、当社に対する監理銘柄（確認中）への指定が解除される旨の通知を受けました。

3. 債務超過解消に至った経緯

当社は平成26年3月期において債務超過の状態となりましたが、第三者割当による新株発行、第7回新株予約権行使により、債務超過を解消いたしました。

4. 今後の見通し

今期の業績予想につきましては、平成27年7月31日公表の「平成27年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）1. 経営成績・財務状態に関する分析（1）経営成績に関する分析（次期の見通し）」に記載の通りであります。

以 上